

# 福山市学校教育環境検討委員会

主体的、対話的で  
深い学びの実現

新しい時代の  
学校施設設備

応募締切

## 市民公募委員募集 1/17(金)

教育委員会では、2015年度（平成27年度）に策定した「小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」に基づき、子どもたちが多様性を認め合いながらたくましく生きていく力を付けていけるよう、学校再編に取り組んできました。

子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、これまでの取組を踏まえ、「本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方」を検討するため、学校教育環境検討委員会の市民公募委員を募集します。

これからの本市の望ましい学校教育環境について、教育内容、学校規模、施設設備整備、地域とのつながりなどの観点で議論し、答申としてまとめていただきます。

本委員会からの答申を尊重し、新たな基本方針を策定します。



「望ましい学校教育環境の在り方」について



福山市教育委員会

④（新基本方針の策定）

①（諮問）

③（答申）

②（議論） 福山市学校教育環境検討委員会

附属機関

【委員】 20人以内（学識経験者、地域・PTA・学校の代表者、就学前児童の保護者、**市民（公募）**）

募集  
します！

【回数】 月1回程度

【任期】 委嘱の日（2025年(令和7年)3月を予定）から  
答申の日（同年9月頃を予定）まで

【報酬】 本委員会の出席ごとに、本市規定に基づき  
報酬（1回につき10,500円）をお支払いします。



### 問い合わせ先

福山市教育委員会事務局 管理部 学校再編推進室（市役所本庁舎13階）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL：084-928-1279 Eメール：gakkou-saihen@city.fukuyama.hiroshima.jp

すべては  
子どもたちの  
ために



## 【福山市学校教育環境検討委員会】 市民公募委員募集要項



<p><b>応募資格</b></p>	<p>次の条件を全て満たす人  <input type="checkbox"/> 福山市内に住んでいる人  <input type="checkbox"/> 応募時点で、満18歳以上である人（高校生を除く）  <input type="checkbox"/> 平日（午後または夜）に月1回程度開催される委員会に参加できる人  <input type="checkbox"/> 応募時点で、他の附属機関及び懇談会等の委員と兼ねている件数が4件以内の人  <input type="checkbox"/> 望ましい学校教育環境について関心の高い人</p>
<p><b>募集人数</b></p>	<p>3人程度</p>
<p><b>応募方法</b></p>	<p>次のいずれかの方法で応募してください。          (1) 電子申請（福山市電子申請システム）▶▶▶▶▶▶          (2) 郵送          (3) 持参（受付時間…開庁日の8:30から17:15まで）</p> <div style="text-align: right;">  </div> <hr/> <p>※(2)～(3)の場合は、応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>福山市教育委員会事務局 管理部 学校再編推進室（市役所本庁舎13階）          〒720-8501 福山市東桜町3番5号</p> </div> <p>※応募用紙は、福山市ホームページからダウンロードできます。▶▶▶▶▶▶          ※提出された応募用紙は返却しません。          ※応募者の個人情報については、適切に管理し、選考の目的以外では使用しません。</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p><b>募集期間</b></p>	<p>2024年（令和6年）12月20日（金）から          2025年（令和7年）1月17日（金）まで</p> <hr/> <p>※締切：(2) 郵送…当日消印有効 / (3) 持参…当日17:15まで</p>
<p><b>選考</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 応募内容を基に選考します。また、必要に応じて面接を行います。          （面接の実施については、後日通知します。）  <input type="checkbox"/> 選考結果は、応募者全員に通知します。</p> <hr/> <p>※選考における審査内容についてはお答えできません。</p>

### ■委員の職務

本委員会の会議に出席し、教育委員会からの諮問に応じ、望ましい学校教育環境の在り方に関する議論に参加していただき、委員会として答申を出していただきます。

